

岐阜県公報

目次

住宅供給公社公告
公営住宅又は共同施設の管理

(公共建築住宅課)

ページ
一

号外(三) 平成二十六年 三月三十一日

住宅供給公社公告

岐阜県住宅供給公社公告第一号

本公社において、次のとおり公営住宅又は共同施設の管理を行うので、公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第四十七条第二項の規定により公告する。

平成二十六年三月三十一日

岐阜県住宅供給公社

理事長 洞 田 厚 男

一 事業主体に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う者の名称

岐阜県住宅供給公社

二 事業主体に代わって管理を行う公営住宅又は共同施設の名称

岐阜市営住宅管理条例施行規則(平成三年岐阜市規則第三十三号)別表第一の表市営住宅名の欄に掲げる市営住宅及びその共同施設

三 事業主体に代わって行う公営住宅又は共同施設の管理の内容

岐阜市営住宅管理条例(平成三年岐阜市条例第二十四号)第四十七条第二項各号に掲げる権限を行うこと。

四 事業主体に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う期間

平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

岐阜県住宅供給公社公告第一号

本公社において、次のとおり公営住宅又は共同施設の管理を行うので、公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第四十七条第二項の規定により公告する。

平成二十六年三月三十一日

岐阜県住宅供給公社

理事長 洞 田 厚 男

一 事業主体に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う者の名称

岐阜県住宅供給公社

二 事業主体に代わって管理を行う公営住宅又は共同施設の名称

大垣市営住宅条例（平成九年大垣市条例第二十二号。以下「条例」という。）別表

市営住宅名の欄に掲げる市営住宅及びその共同施設

三 事業主体に代わって行う公営住宅又は共同施設の管理の内容

条例第六十五条に規定する管理

四 事業主体に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う期間

平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

平成二十六年三月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社